

福岡県医発第119号(地)

平成20年 4月14日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

広告可能な診療科名の改正について

標記の件につきましては、平成20年3月6日付け福岡県医発第2186号(地)にて通知しておりましたが、今般、厚生労働省医政局長より改正政省令が本年4月1日に施行された旨、日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

今回の改正により、従来、広告可能と認められていた診療科名のうち、本年4月1日以降、診療科名として広告することが認められない診療科名がありますが、経過措置として、同日前から広告していた診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き、広告することが認められます。

また、医療機関が広告する診療科名の数については、「患者等による自分の病状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、当該医療機関に勤務する医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましい」とされています。これは、昨年9月の医道審議会医道分科会診療科名標榜部会の意見書を踏まえたものですが、日本医師会では、地域の医療機関に混乱を来すことのないよう主張した結果、「望ましい」との表現になりました。

その他、診療科名の組み合わせの表示形式や、通常考えられる診療科名等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、日医ニュース4月5日号及び日医ホームページでも本件について説明しておりますことを申し添えます。

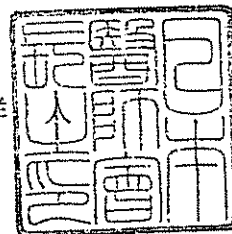
日医発第4号（地Ⅰ1）

平成20年4月3日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥



広告可能な診療科名の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標榜診療科名の見直しにつきましては、改正政省令が本年4月1日に施行されたところです（平成20年2月29日付（地1193）文書で貴会宛送付済み）。今般、厚生労働省より関係通知が発出されましたので、お送り申し上げます。

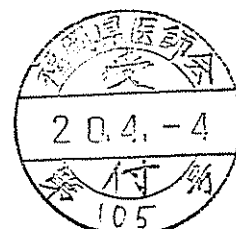
今回の改正により、従前の診療科名のうち一部4月1日以降新たに広告できない科名がありますが、経過措置として、同日前から広告していた診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き広告することが認められます。

また、医療機関が広告する診療科名の数について、「患者等による自分の病状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、当該医療機関に勤務する医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましい」とされています。これは、昨年9月の医道審議会医道分科会診療科名標榜部会の意見書を踏まえたものですが、本会としては、地域の医療機関に混乱を来たすことのないよう主張した結果、「望ましい」との表現になりました。

その他、診療科名の組み合わせの表示形式や、通常考えられる診療科名等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、日医ニュース4月5日号でも、本件についてお知らせするとともに、本会ホームページでも説明しておりますことを申し添えます。



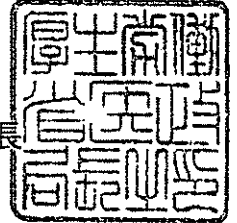
医政発第 0331043 号

平成20年3月31日

社団法人日本医師会会長

唐 澤 祥 人 殿

厚生労働省医政局長



広告可能な診療科名の改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。



医政発第 0331042 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

広告可能な診療科名の改正について

平成 18 年の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「医療法等改正」という。）においては、「患者等への医療に関する情報提供の推進」に関する取組として、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、広告可能な事項について大幅な規制緩和が行われたところである。

今般、このような改正趣旨等を踏まえ、患者や地域住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の見直しを行うこととし、「医療法施行令の一部を改正する政令」（平成 20 年政令第 36 号）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 13 号）」が平成 20 年 2 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正概要等は下記のとおりである。これらについて御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をしていただこうお願いしたい。

記

第 1 改正の趣旨・概要等

1 医療機関が標榜する診療科名として広告可能な範囲

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 6 条の 6 第 1 項の規定により、医業及び歯科医業については、医療法施行令（昭

和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。)において診療科名として具体的に規定したものに限り広告可能としていたが、平成 18 年の医療法等改正の趣旨にかんがみ、患者や住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の改正を行ったところである。

具体的に診療科名については、従来、令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、この方式を改め、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改めたところである。

今回の改正により、

① 「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告することが可能であるととも、

② 従来、診療科名として認められなかった事項である

(a) 身体や臓器の名称

(b) 患者の年齢、性別等の特性

(c) 診療方法の名称

(d) 患者の症状、疾患の名称

についても、令第 3 条の 2 第 1 項ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することが可能である。

③ その他、令第 3 条の 2 第 2 項ニ(1)に定める診療科名である「精神科」、「アレルギー科」、「リウマチ科」、「小児科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「産婦人科」(*)、「眼科」、「耳鼻いんこう科」、「リハビリテーション科」、「放射線科」(*)、「救急科」、「病理診断科」「臨床検査科」についても、単独の診療科名として広告することが可能である。

また、これらの診療科名と上記②の(a)から(d)までに掲げる事項と組み合わせることによって、新しい診療科名として広告することも可能である。

(※)「産婦人科」については、「産科」又は「婦人科」と代替することが可能。

「放射線科」については、「放射線治療科」又は「放射線診断科」と代替することが可能。

以上のとおり、診療科名については、相当程度拡大することとしたところである。特に、上記②のように、組み合わせによって新しく広告することが可能となる診療科名については、患者や住民自身が自分

の病状に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援するという観点から、虚偽、誇大な表示が規制されるのみでなく、診療内容の性格に応じた最小限必要な事項の表示が義務づけられる。また、診療科名の表記に当たっては、診療内容について客観的評価が可能で分かりやすいものにする必要がある。

以上の点を踏まえ、広告するに当たって通常考えられる診療科名を別表において例示する。

また、組み合わせに当たり、②(a) から (d) までに掲げる事項のうち、異なる区分に属する事項であれば、複数の事項を組み合わせることが可能である。

一方、同じ区分に属する事項同士を複数繋げることは、不適切な意味となるおそれがあることから、認められない。同じ区分に属する事項を複数組み合わせる場合については、同じ区分に属する事項を繋げることによって一つの名称にならないよう、例えば「老人・小児内科」というように、それぞれの事項を区切る等の工夫をして組み合わせる必要がある。

2 従来から広告可能とされてきた診療科名との関係

従来、広告可能と認められていた診療科名のうち以下に掲げる診療科名については、今回の改正により平成 20 年 4 月 1 日以降、診療科名として広告することは認められなくなる。

ただし、改正に係る経過措置として、同日前から広告していた診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き、広告することが認められる。

◎ 平成 20 年 4 月 1 日以降、広告することが認められない診療科名

「神経科」、「呼吸器科」、「消化器科」、「胃腸科」、「循環器科」、「皮膚泌尿器科」、「性病科」、「こう門科」、「気管食道科」

第2 診療科名の広告に関する留意事項

1 医療機関が広告する診療科名の数について

医療機関が広告することができる診療科名について、従来は、医療機関が提供する医療機能に関する情報を効果的に患者、住民等に提示し、患者、住民等による医療機関の選択が適切に行われるようにするという観点から、広告する診療科名の数は、勤務する医師の数にかかわらずにとされていたところである。

今回の診療科名の改正においては、患者等による自分の病状等に合ったより適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、医療機関においては、当該医療機関に勤務する医師又は歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましいものとする。

2 診療科名の組み合わせの表示形式について

医療機関が広告する診療科名の表示形式については、患者等に対し当該医療機関における医療機能が適切に情報提供されるよう、以下に掲げる表示形式を採るよう、配慮することが必要である。

①「〇〇 △△科」と組み合わせで表示する場合

表示例：「呼吸器内科」
「消化器外科」

②「〇〇・△△科」と組み合わせで表示する場合

表示例：「肝臓・消化器外科」
「糖尿病・代謝内科」

③「〇〇科（△△）」と組み合わせで表示する場合

表示例：「内科（循環器）」

3 広告することができない診療科名の表示について

法令上根拠のない名称や、今回の改正による組み合わせの診療科名のうち、診療内容が明瞭でないものや、医学的知見・社会通念に照らし、不適切な組み合わせである名称については、患者等に対して適切な受診機会を喪失させることに繋がるとともに、不適切な医療を提供するおそれがあることから、これらを診療科名とすることは認められず、医療機関が当該不適切な診療科名を広告することは、法に規定する罰則をもって禁止されているところである。

不適切な診療科名として、具体的には以下のとおりである。

- (1) 不適切な組み合わせとして認められない診療科名については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。）に具体的に規定しているところ（則第 1 条の 9 の 4 参照）。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓

- (2) その他、法令に根拠のない名称については、診療科名として広告することは認められない。具体的には、以下に例示する名称は診療科名として認められない。

◎ 医科に関する名称

「呼吸器科」、「循環器科」、「消化器科」、「女性科」、「老年科」、「化学療法科」、「疼痛緩和科」、「ペインクリニック科」、「糖尿病科」、「性感染症科」など

◎ 歯科に関する名称

「インプラント科」、「審美歯科」など

なお、これら法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた場合であっても、その広告は認められない。

(別表) 診療科名具体例

医科			歯科
内科	外科	泌尿器科	歯科
呼吸器内科	呼吸器外科	産婦人科	小児歯科
循環器内科	心臓血管外科	産科	矯正歯科
消化器内科	心臓外科	婦人科	歯科口腔外科
心臓内科	消化器外科	眼科	
血液内科	乳腺外科	耳鼻いんこう科	
気管食道内科	小児外科	リハビリテーシ	
胃腸内科	気管食道外科	ョン科	
腫瘍内科	肛門外科	放射線科	
糖尿病内科	整形外科	放射線診断科	
代謝内科	脳神経外科	放射線治療科	
内分泌内科	形成外科	病理診断科	
脂質代謝内科	美容外科	臨床検査科	
腎臓内科	腫瘍外科	救急科	
神経内科	移植外科	児童精神科	
心療内科	頭頸部外科	老年精神科	
感染症内科	胸部外科	小児眼科	
漢方内科	腹部外科	小児耳鼻いんこ	
老年内科	肝臓外科	う科	
女性内科	脾臓外科	小児皮膚科	
新生児内科	胆のう外科	気管食道・耳鼻	
性感染症内科	食道外科	いんこう科	
内視鏡内科	胃外科	腫瘍放射線科	
人工透析内科	大腸外科	男性泌尿器科	
疼痛緩和内科	内視鏡外科	神経泌尿器科	
ペインクリニック内科	ペインクリニック外科	小児泌尿器科	
アレルギー疾患内科	外科（内視鏡）	小児科（新生児）	
内科	外科（がん）	泌尿器科（不妊	
内科（ペインクリニック）	精神科	治療）	
内科（循環器）	アレルギー科	泌尿器科（人工	
内科（薬物療法）	リウマチ科	透析）	
内科（感染症）	小児科	産婦人科（生殖	
内科（骨髄移植）	皮膚科	医療）	
		美容皮膚科	
		など	

※ 複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名を以下に例示する。

【例：医科】

「血液・腫瘍内科」、「糖尿病・代謝内科」、「小児腫瘍外科」、「老年心療内科」、「老年・呼吸器内科」、「女性乳腺外科」、「移植・内視鏡外科」、「消化器・移植外科」、「ペインクリニック整形外科」、「脳・血管外科」、「頭頸部・耳鼻いんこう科」、「肝臓・胆のう・膵臓外科」、「大腸・肛門外科」、「消化器内科（内視鏡）」、「腎臓内科（人工透析）」、「腫瘍内科（疼痛緩和）」、「腎臓外科（臓器移植）」、「美容皮膚科（漢方）」など

【例：歯科】

「小児矯正歯科」など